

## 法令No. 122/2017 2017年9月21日

ポルトガルで1993年6月21日付法令No. 21/93により批准された生物多様性条約は生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分に関する主要な国際文書である。

前述の条約は、その管轄下の遺伝資源に関する国家の権利と、その資源の取得の機会を決定する権限を認めている。しかし、遺伝資源へのアクセスのプロセスと遺伝資源とそれに関連する伝統的知識の利用から生ずる利益の配分が実際にどのように機能すべきかについてはほとんど指針が与えられていない。

したがって、質の高い遺伝資源のサンプルの取得を容易にする、法的安全性が高く透明性のある環境を作り出し、その利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分を保証するために、価値連鎖における遺伝資源の利用に適用可能な義務の明確な枠組みを確立することが必要となっている。

そのため、2010年に日本の名古屋で開催された第10回生物多様性条約締約国会議では、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分に関する議定書（以下、「名古屋議定書」）が採択された。

ABS (*Access and Benefit Sharing*) 議定書とも呼ばれる名古屋議定書は、生物多様性条約の第3の目的である、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分の効果的な実施のために必要不可欠で透明性のある法的枠組みを、その取得の機会の予測可能な条件と、遺伝資源がそれらを提供する締約国の管轄外で使用される場合のその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分の促進により、確立している。

2017年3月13日付法令No. 7/2017により、ポルトガルは既に2014年5月16日に欧州連合によって批准された名古屋議定書を承認し、それは同年10月12日から有効となっている。

イベリア半島は、ヨーロッパで最も生物多様性の高い地域の一つである。ポルトガル領土の地理的位置と地球物理学的及び土壌気候的特性は、地域や時代によって異なる強さと意義のある人間の介入によって形を変えながら、多かれ少なかれ人の手の加わった多様なビオトープ、生態系、景観の源となり、それにより多数の遺伝子型を持つ多様な種を保有する多数の生息地の存在がもたらされた。ポルトガルには比較的低い水準の汚染を伴う長い海岸線があり、動植物の価値という意味では非常に豊かな沿岸及び海洋の生態系を維持している。ま

た、国の排他的経済水域と大陸棚は、その広がりと特徴によって、遺伝資源の研究、生物探査、開発に関しかなりの可能性を秘めている。

こうした背景から、野生資源と栽培又は家畜化された資源からなる遺伝遺産である遺伝資源が、多くの経済分野において重要かつますます大きな役割を果たしていることは忘れてはならないことである。学术界の研究者や、植物選別や育種、園芸、畜産、生物的防除、化粧品、食品・飲料、バイオテクノロジー、製薬など様々な産業分野の企業などの幅広い利害関係者が、研究開発目的のために遺伝資源を利用しているのである。

名古屋議定書に合わせ、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分を支援することを目的に、遺伝資源利用者に適用される義務を定める欧州議会及び理事会規則(EU) 511/2014が2014年4月16日に採択された。後に、コレクション登録簿、利用者による遵守のモニタリング及び優良実例に関する実施の規則を定める2015年10月13日付委員会実施細則(EU) 2015/1866も採択された。これらの文書は、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識へのアクセスが適用される規定に従って行われるよう、またその利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分されるよう、相当の注意が払われることを求めている。

このため、欧州制度は国内の法的規則に直接適用できるものではあるが、2014年4月16日付欧州議会及び理事会規則(EU) 511/2014の第6条1項及び第11条1項に規定された権限のある当局、内部管理手続及び適用可能な制裁制度の定義はされていないことから、本法令は欧州制度の国内適用のための措置を具体化するものとする。

自治州の自治政府機関の見解を聴取した。

従って、

憲法第198条1項の規定により政府は以下を発令する。

## 第1章

### 一般規定

#### 第1条

#### 目的

1 - 本法令は以下の規定の国内法令への適用を保証する。

a) 欧州連合内での遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の利用者による遵守に関する措置についての2014年4月16日付欧州議会及び理事会[規則\(EU\) 511/2014](#) (以下、「規則」と呼ぶ)

b) コレクション登録簿、利用者による遵守のモニタリング及び優良事例に関する実施の規定を定めた2015年10月13日付欧州委員会[実施細則\(EU\)2015/1866](#) (以下、「実施細則」と呼ぶ)

2 - 前項の目的のために、権限のある当局が特定され、領土内のモニタリング及び管理措置が決定され、コレクション登録の手続が確立され、規則及び実施細則の不履行に対し適用される制裁の規定が決められる。

## 第2条

### 適用範囲

この法令は、規則の語義において、適用される特定の法律、すなわち、農業、森林農業及び景観活動に現在の又は潜在的な関心を持つ土着の植物材料の登録、保全、法的保護及び移転のための法的規定を確立する2002年4月20日付の法令 No. 118/2002 の規定を損なうことなく、遺伝資源の利用者及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用者に適用されるものである。

## 第3条

### 定義

本法令には、規則の定義が適用される他、以下の定義も含む。

a) 「欧州連合市場への上市」とは、遺伝資源とこれに関連する伝統的知識の利用に基づいて開発された製品が欧州連合の市場で最初に利用可能となることであり、「利用可能となる」とは、欧州連合の市場での商業活動の過程で、有償又は無償で流通、消費又は利用のために何らかの手段で提供されることである。上市には、臨床試験、実地試験又は害虫抵抗性試験、さらに個々の患者又は患者群に治療の選択肢を提供するための未認可医薬品の提供を含む商用化前の試験は含まない。

b) 「研究資金供与」とは、商業又は非商業起源の研究のための助成金という形での財政支援を意味し、公的機関又は民間企業の内部予算資金は含まない。

c) 「利用の結果」とは、最終製品になる前の過程、前身及び最終製品に組み込まれる製品の一部、並びに他の遺伝資源とそれに関連する伝統的知識を利用せずに製造・生産を行うことができる模型や下絵を含む製品を意味する。

## 第2章

### 権限のある当局及び審議会

#### 第4条

##### 権限のある当局

1 - 公立機関、自然森林保全研究所（ICNF、I.P.）は、第9条の規定を損なうことなく、本法令及び規則の適用のための権限のある国内当局である。

2 - アソーレス自治州及びマデイラ自治州の自治政府機関はそれぞれの自治州の当局を指定する。

#### 第5条

##### ABS 審議会

1 - 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分に関する審議会（以下、「ABS 審議会」という）が、本法令及び規則を適用する際の権限のある国内当局を支援するために設立される。

2 - ABS 審議会は以下の構成要員からなる。

- a) 議長をつとめる、権限のある国内当局の代表者 1 名
- b) 公立機関、科学技術基金の代表者 1 名
- c) 公立機関、国立医薬品院（INFARMED）の代表者 1 名
- d) 国立農業獣医学研究所の代表者 1 名
- e) 国立産業財産研究所の代表者 1 名

- f) 食品・獣医総局の代表者 1 名
- g) 農業・農村開発総局の代表者 1 名
- h) 経済活動総局の代表者 1 名
- i) 自然資源・安全・海事総局の代表者 1 名
- j) アソーレス自治州の権限のある当局の代表者 1 名
- k) マデイラ自治州の権限のある当局の代表者 1 名

3 - ABS 審議会は年 1 回、また権限のある国内当局が自身の発案又はメンバーからの依頼によって臨時に招集した場合に会合を開く。

4 - ABS 審議会の各メンバーは、以下の手続を踏んで、彼らが代表している機関の管轄の、もしくはそれに関連する事項が発生したときはいつでも意見書を発行することができる。

- a) 5 日以内に第 8 条第 1 項と第 3 項に定められた相当の注意の宣言
- b) 15 日以内に第 9 条第 2 項 a) に定められた利用者監督計画
- c) 30 日以内に第 10 条に定められたコレクション登録簿への登録申請
- d) 30 日以内に第 11 条に規定された優良実例の認定申請

5 - 権限のある国内当局の通知及び ABS 審議会の各メンバーの意見書の通知は、最初の会議で承認される内部規則に従って電子的手段によって行われる。

6 - 第 4 項に規定された意見書を発出しないことは、手続の進行を妨げるものではない。

### 第 3 章

#### 利用者の義務

#### 第 6 条

遺伝資源の取得の機会、移転、利用における相当の注意

1 - 利用者は、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識を取得するときは常に相当の注意を払わなければならない。

2 - 遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識は、情報に基づく事前の同意を得て、適用される法令又は規則で求められる場合には相互に合意した条件に従うことによつてのみ取得、移転及び利用できる。

3 - 相当の注意義務は、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の取得が、取得及び利益の配分に適用される法令や規則の条項に適合し、その利益が相互に合意した条件に基づいて公平かつ衡平に配分されることを保証することを目的とする。

4 - 前項の適用上、利用者は次のものを求め、保持し、その後の利用者に移転する。

a) 国際的に認知された遵守の証明書、及びその後の利用者に関連する相互に合意する条件の内容に関する情報、又は

b) 国際的に認知された遵守の証明書が得られない場合には、次のことに関する情報及び関連文書

i) 遺伝資源又はそれに関連する伝統的知識の取得の年月日及び場所

ii) 遺伝資源又はそれに関連する伝統的知識の説明

iii) 遺伝資源又はそれに関連する伝統的知識が直接に得られた出所、並びに遺伝資源又はそれに関連する伝統的知識のその後の利用者

iv) 取得及び利益の配分に関する権利及び義務の有無、これにはその後の遺伝資源の応用及び商業化に関する契約義務も含む

v) 取得許可証（該当する場合）

vi) 該当する場合、利益の配分の取り決めを含め、相互に合意する条件

5 - 利用者が所有する情報が不十分で、取得及び利用の合法性に関して不確実性が残っている場合、取得許可証又は同等のものを取得し相互に合意する条件を設定するまで、利用はただちに中止される。

6 - 利用者は、可能であれば電子形式で、遺伝資源の取得の合法性、また該当する場合は移転の合法性を証明できる取得及び利益の配分に関する情報を利用期間の終了後 20 年間保管すべきである。

7 - 名古屋議定書の締約国ではなく、その管理・監督下にあつて、かつ公共のものとなっている、9月26日付法令 No. 22/2005 で承認された食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGRFA) の附属書 I に含まれない食料及び農業のための植物遺伝資源 (PGRFA) が ITPGRFA に定める目的上、素材移転型契約の規定及び条件の対象になることを決定している国において PGRFA を利用者が取得したときに、相当の注意義務の要件は履行されたとみなされる。

8 - また、利用者が第 10 条に規定する欧州連合のコレクション登録簿に含まれるコレクションから遺伝資源を入手する場合は、相当の注意義務が履行されたものとみなされる。

## 第 7 条

### 病原体

1 - 2008 年 1 月 23 日付の通知 No. 12/2008 により公表された国際保健規則 (2005 年) の語義において、現在の又は急迫した国際的な公衆衛生の緊急事態を招く、又は発生源となる可能性がある病原体と特定される遺伝資源、又は 2013 年 10 月 22 日付の欧州議会及び理事会決定 No. 1082/2013/[EU](#) の定義による、国境を超える重大な保健上の脅威であるという遺伝資源を取得する利用者は、前条 4 項及び 5 項に掲げる義務を、遅くとも以下の時点のいずれか早い方に遂行するものとする。

a) 公衆衛生の現在の又は急迫した公衆衛生の脅威が終息してから 30 日後、又は

b) 遺伝資源の利用開始から 90 日後。

2 - 前条の 4 項及び 5 項に定める義務が前項の期限内に履行されない場合、その利用は中止される。

3 - 1 項に記載する遺伝資源の利用から生じる製品の上市、登録又は販売の許可の申請の場合、前条の 4 項及び 5 項に規定されたすべての義務を即座に履行しなければならない。

4 - 適時に相互に合意された条件で情報に基づく事前の同意が得られていない場合、また提供国との合意に達するまで、利用者は病原体を利用した一切の開発に関するいかなる種類の排他的権利も主張できない。

## 第8条

### モニタリング

1 - 遺伝資源又はそれに関連する伝統的知識の利用に関わる研究資金の受給者は、権限のある国内当局に対し、規則第7条1項に従い、実施細則の附属書IIに規定されているように、ICNFのウェブサイトで入手可能な専用の書式に記入して、相当の注意義務を履行したことを申告する。

2 - 前項に言及された申告は、研究資金の第1回目の分割金の受諾、及び資金提供を受ける研究に利用される遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の全体の入手ののちに行われるが、決して最終報告書提出後、又はこれがない場合はプロジェクト期間後であってはならない。

3 - 遺伝資源又はそれに関連する伝統的知識を利用した製品の開発の最終開発段階において、利用者は権限のある当局に対し、実施細則の附属書IIIに規定されているように、ICNFのウェブサイトで入手可能な専用の書式に記入して、相当の注意義務を履行したことを申告する。

4 - 前項に言及された申告は、以下のうち最も早い時点で起こるものの前に行われなければならない。

a) 遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の利用を基に開発された製品の上市の許可、承認又は登録の申請

b) 遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の利用を基に開発された製品に関連して行われる欧州連合市場への最初の上市の前に求められる通知

c) 上市の承認、認可、通知を必要としない遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の利用を基に開発された製品の欧州連合市場への最初の上市

d) 欧州連合内の自然人又は法人への利用の結果の売却又は他の方法による移転で、この人が前行までに言及されたことを行う場合



e) 欧州連合における利用の終了、及び連合外の自然人又は法人への利用の結果の売却又は他の方法による移転

5 - 権限のある当局の要請がある場合、利用者は、前項までに言及された相当の注意の申告に使用した情報の証拠文書を提示する。

## 第9条

### 監督

1 - 検査及び監査のそれぞれの管轄の範囲内で、以下の機関は、本法令及び規則の適用を監督するために権限のある国内当局と協力する。

- a) 経済食品安全庁
- b) 国税・関税庁
- c) それぞれの管轄地により、共和国国家警備隊又は公共安全警察
- d) 農業・海事・環境・国土検査庁
- e) 教育・科学検査庁
- f) 公立機関、国立医薬品院 (INFARMED)
- g) アソーレス自治州の権限のある当局
- h) マデイラ自治州の権限のある当局

2 - 権限のある国内当局は前項で言及した機関と連携して、

a) リスクに基づくアプローチを用いて利用者の監督の計画を策定する。この計画は定期的な見直しの対象となり、前項で言及された機関の同意が必要である。

b) 前行の計画に従って、又は本法令及び規則に違反することに関する重要な情報がある場合には、利用者の監督活動を実施する。

c) 規則の適用のために必要になったときはいつでも、また法律で明白に他の機関に委ねられていない限り、何らかの他の監督活動を実施する。

3 - 利用者は、前項の監督を容易にするために必要なすべての支援を行い、その施設への立ち入りの便宜を図り、その範囲内で要求された書類を提示する義務を負う。

4 - 第13条の規定を損なうことなく、監督執行機関が不備を検出した場合は、それを権限のある当局に通知し、権限のある当局は利用者に対して行うべき是正活動又は是正措置を通知する。

5 - 不備の性質に応じて、権限のある当局は他の適切な措置を講じることができる。

6 - 第2項(b)及び(c)で言及された監督の記録は、それを行った機関により、毎年、権限のある国内当局に、特にその性質及び得られた結果を示すことで通知される。

7 - 権限のある国内当局は、実施された監督並びに4項から6項で言及された是正活動及び是正措置の記録を、少なくとも5年間は、できれば電子形式で保管しなければならない。

## 第4章

### コレクション及び優良事例

#### 第10条

##### コレクション登録簿

1 - コレクション又はその一部の保有者は、規則の第5条で定められたコレクション登録簿のコレクションの全部又は一部の登録申請を権限のある国内当局に提出することができる。

2 - コレクション又はその一部を登録簿に掲載するには、コレクションの保有者は、それが規則第5条3項に定められた承認要件を満たしていることを示さなければならない。

3 - 前項までの目的のために、コレクション又はその一部の所持者は、実施細則の附属書Iに規定されているように、公的機関ICNFのウェブサイトです手可能な専用の書式に記入し申請を行う。

4 - 登録簿に掲載されたコレクションの保有者は、登録前に申請した情報に何らかの変更を加える場合、特にそれらの変更がコレクションの規則で定められた承認要件を満たす能力に影響する場合、権限のある国内当局に 10 営業日以内に通知する。

5 - 管轄当局は、登録簿に掲載された各コレクション又はその一部が規則に定められた承認要件を満たしているかどうかを定期的に検証する。

6 - 前項に記述された検証の目的で、管轄当局は次のことをすることができる。

a) 現地での監督を実施する

b) 規則の第 5 条 3 項の遵守を示すことに関連する、コレクション又はその一部の選定された文書及び記録を調査する

c) 選択した遺伝資源のサンプル及び該当するコレクションに関連する情報が、規則第 5 条 3 項に従って文書作成されたか否かを調査する

d) コレクションの保有者が規則第 5 条 3 項に則した遺伝資源の利用のために第三者に対しこれを一貫して供給する能力を有するか否かを調査する

e) コレクションの保有者、職員、外部機関の検証担当者、及びコレクションからサンプルを入手する利用者など関係者とみなされる者と面談をする

7 - 4 項から 6 項の規定に従って得られた情報をもとに、コレクション登録簿に掲載されたコレクション又はその一部が 2 項の規定の承認要件を満たさない、又は満たすことを放棄していることが証明された場合は、権限のある当局は当該コレクション保有者と協議の上、是正措置又は対策を決定する。

## 第 11 条

### 優良事例の認定の申請

規則第 8 条第 1 項に規定されている優良事例の認定には、実施細則の附属書 IV に規定されているように、公的機関 ICNF のウェブサイト入手可能な専用の書式に記入し、欧州委員会に対し申請を行うものとする。

## 第 12 条

## 協力及び補完的措置

権限のある当局並びに ABS 審議会の各機関は、遺伝資源及び生物多様性の分野で、公的機関及び研究開発機関との協定、コンサルティング契約、又は公共機関及び研究開発機関、例えば協力研究所、高等教育機関、博物館、協会、中小企業とのそれ以外の形での協力の活動を、以下の目的において実施することができる。

a) これらの機関が、積極的に、権限のある当局に名古屋議定書の遵守及び本法令及び規則の実施に関する、特に不履行や違反の恐れがある状況についての情報を提供することを可能にする

b) 本規則の対象者、すなわち遺伝資源の利用者を、特に科学研究者や中小企業にとって役に立つ場合には、優良事例の推進、分野別行動規範又は契約の条項のひな型の策定に積極的に関わらせる

c) 全ての利害関係者が生物多様性条約、名古屋議定書及び国レベルでの規則の適用によって生じる義務を理解するのを支援する広報、啓発及び訓練活動を促進し、奨励する

d) コレクション及び利用者による遺伝資源の利用に対するモニタリング及び追跡を支援するため、情報通信手段及びシステムの開発及び普及を促進する

e) 生物多様性の保全及びその資源の持続可能な利用のために遺伝資源の利用から生ずる直接の利益を集めるように、その他の何らかの手段で、利用者及び提供者に奨励する

## 第 5 章

### 監査及び制裁規則

#### 第 13 条

#### 監査

本法令及び規則の規定の遵守の監査は、第 9 条第 1 項に言及される機関及びその規定に従って行われ、その機関は、いかなるときも、その管轄の枠組みの中

で、本制度の遵守を確認するために必要な文書及び情報を利用者に要求することができる。

## 第14条

### 違反

1 - 8月29日付法令No. 50/2006（以下「環境違反枠組法」と呼ぶ）に定められた規定の下で、非常に重大な違反となるものは、

a) 遺伝資源又はそれに関連する伝統的知識の利用者が相当の注意義務を遵守しない、第6条1項及び4項への違反

b) 病原体と特定された遺伝資源の利用者が相当の注意義務を遵守しない、第7条1項への違反

c) 病原体として特定された遺伝資源の利用中止の義務を遵守しない、第7条2項への違反

d) 病原体として特定された遺伝資源の利用から生ずる製品の上市又は販売の許可申請があった場合に、相当の注意義務を遵守しない、第7条3項への違反

e) 病原体の利用によって達成された開発に関する利用者が排他的権利を主張する又は排他的権利の付与の申請を提示する、第7条4項への違反

f) 要請に応じ証拠文書を提示しない、第8条5条への違反

2 - 環境違反枠組法に定められた規定の下で、重大な違反となるものは

a) 研究資金の受給者が相当の注意義務の遵守の申告を提出しない、第8条2項への違反

b) 製品の開発の最終段階で期限内に相当の注意義務の遵守の申告を提出しない、第8条4項への違反

c) 施設への立ち入りの拒否を含む、監督の実施への協力を利用者が拒否する、第9条3項への違反

d) 利用者が権限のある当局から通知された是正活動又は是正措置を行わない、第9条4項への違反

3 - 環境違反枠組法に定められた規定の下で、軽微な違反となるものは

a) 取得及び利益の配分に関する情報を利用期間の終了後20年間保管する義務を怠る、第6条6項への違反

b) コレクションの保有者が、コレクションが承認要件を満たす能力に影響する重大な変更を通知する義務を履行しない、第10条4項への違反

## 第15条

### 予防的押収

監督を担当する機関は、環境違反枠組法の規定に従って予防的押収を行うことができる。

## 第16条

### プロセスの調書、指示、決定

1 - 権限のある当局並びに第9条1項で言及された機関のいずれかは、3項に規定されている場合を除き、違反の報告調書作成の責任を負うものとする。

2 - 権限のある当局は、次項の規定を損なうことなく、本法令の規定で定められ罰せられる違反行為に対し、罰金及び付随的制裁の指示、決定及び適用の責任を負うものとする。

3 - 農業・海事・環境・国土検査庁、並びに経済食品安全庁及び教育・科学検査庁は、前項で言及されたものの報告調書作成について常に責任を負うものとする。

## 第17条

### 公表

第14条に規定されている非常に重大及び重大な環境上の違反行為の処罰は、適用される罰金の額が観念的に適用可能な罰金の上限の半分と同額もしくはそ

れ以上の場合、環境違反枠組法第 38 条の規定により、公表の対象となることがある。

## 第 18 条

### 付随的制裁

1 - 罰金の適用を担当する機関は、環境違反枠組法に従い、適切だと考えられる場合には付随的制裁を課することができる。

2 - 課された付随的制裁が自発的に遵守されていない場合、特に違反行為の前の状況に回復する義務がある場合、権限のある当局は違反者に対し直接に行動し、その費用を、必要であれば税務執行のための手続きを経て強制的に、回収することができる。

3 - 前項を執行するためには、権限のある当局が発行した支出金額を証明する証明書が執行証書となる。

## 第 19 条

### 罰金の振り分け先

課された罰金の収入は以下へ振り分ける。

- a) 国へ 60%
- b) 違反の指導及び懲罰決定の手続きを担う機関へ 20%
- c) 調書を作成した機関へ 20%

## 第 6 章

### 最終規定

## 第 20 条

### 自治州

1 - 本法令の規定は、アゾレス自治州とマデイラ自治州では、州の法令によって導入される州の特異性に対する適合性を損なうことなく、適用されるものとする。

2 - 自治州で徴収される罰金の収入はこれらの州の独自の収入となる。

## 第 21 条

### 効力発生

本法令は公布の翌日に効力を生じる。

2017 年 6 月 8 日に内閣—アウグスト・エルネスト・サントス・シウヴァ、アウグスト・エルネスト・サントス・シウヴァ、マリオ・ジョゼ・ゴメス・デ・フレイタス・センテノ、マリア・コンスタンサ・ディアス・ウルバノ・デ・ソウザ、フランシスカ・エウジェニア・ダ・シウヴァ・ディアス・ヴァン・ドゥネン、マヌエル・フレデリコ・トジャウ・デ・ヴァウサシナ・エイトール、アダウベルト・カンポス・フェルナンデス、パウロ・アレシャンドレ・ドス・サントス・フェレイラ、ジョアン・ペドロ・ソエイロ・デ・マトス・フェルナンデス、ルイス・マヌエル・カポウラス・サントス、アナ・パウラ・メンデス・ヴィトリノーによって確認し承認された。

2017 年 7 月 11 日 公布

公布せよ。

共和国 マルセロ・レベロ・デ・ソウザ

2017 年 7 月 18 日 連署

首相 アントニオ・ルイス・サントス・ダ・コスタ